第４節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

１　通常の一般更生債権

⑴　確定債権

確定債権の債権者数および債権額は、次のとおりである。

確定債権額金3,753,500円以下の債権者（別表７の３、７の４参照）

23件　総額　金9,918,171円

確定債権額金3,753,500円を超える債権者（別表７の２参照）

４件　総額　金11,904,858,725円

⑵　権利の変更および弁済方法

①　確定債権額金3,753,500円以下の債権者に対しては、更生計画認可決定がなされた月の翌月末日（平成23年４月末日の見込み）限り、全額を一括して弁済する（別表７の３、７の４参照）。

②　確定債権額金3,753,500円を超える債権者に対しては、

ⅰ　確定債権額のうち金3,753,500円以下の部分については、更生計画認可決定がなされた月の翌月末日（平成23年４月末日の見込み）限り、全額を弁済する（別表７の２参照）。

ⅱ　確定債権額のうち金3,753,500円を超える部分については、当該合計金の96.051750657％相当額について免除を受け、残りを平成27年６月末日限り、一括して弁済する（別表７の２参照）。

なお、上記免除の効力は、平成27年６月末日限り残額を一括して弁済したときに生じるものとする。開始決定後の利息・遅延損害金は、更生計画認可決定日に全額免除を受ける。

ⅲ　ダイックス社については、同社の承諾を得て、確定債権額のうち金3,753,500円以下の部分の弁済について、他の更生担保権者および更生債権者に劣後すること（他のすべての更生担保権者および未確定の保証金返還請求権者を除くすべての更生債権者に対する弁済後でなければ弁済することができないこと）を条件として、平成27年６月末日限り、弁済することとする（別表７の２）。

また、ダイックス社の確定債権額のうち金3,753,500円を超える部分の96.051750657％相当額については更生計画認可決定日に免除を受けることとし、残額については、同社の承諾を得て、他の更生債権者（未確定の保証金返還請求権者を除く）に劣後することを条件として、平成28年から平成37年まで、毎年６月末日限り、均等分割して（10回）弁済するものとする（別表７の２）。

２　保証金（敷金）債権

⑴　債権者数

保証金返還請求権を有する債権者の数および基準日時点（平成22年10月31日時点）での債権額は、次のとおりである（別表７の６）。

51件

総額　金31,981,890円

⑵　権利の変更および弁済方法

①　賃貸不動産の明渡が完了するまでの間は、本節に基づく権利の変更および弁済を保留し、基準日時点（平成22年10月31日時点）での保証金返還請求権として認めた金額から、会社更生法48条３項により共益債権化された部分および賃貸借契約に定める更生会社に対する債務を控除した残額を確定債権額とする。

②　賃貸不動産の明渡が、更生計画認可決定がなされた月の翌月末日（平成23年４月末日の見込み）以前である場合

確定債権額のうち金3,753,500円以下の部分については、基準日時点での保証金返還請求権として認めた金額から賃貸借契約に定める更生会社に対する債務を控除した額の確定した日から２週間を経過した日もしくは更生計画認可決定がなされた月の翌月末日のいずれか遅い日に全額を弁済し、金3,753,500円を超える部分については、96.051750657％相当額について平成27年６月末日に免除を受け、残額を平成27年６月末日限り、一括して弁済する。

③　賃貸不動産の明渡が、更生計画認可決定がなされた月の翌月末日を経過している場合

確定債権額のうち金3,753,500円以下の部分については、基準日時点での保証金返還請求権として認めた金額から賃貸借契約に定める更生会社に対する債務を控除した額の確定した日から２週間を経過した日までに全額を弁済し、金3,753,500円を超える部分については、基準日時点での保証金返還請求権として認めた金額から賃貸借契約に定める更生会社に対する債務を控除した額の確定した日から２週間を経過した日もしくは平成27年６月末日のいずれか遅い日に96.051750657％相当額について免除を受け、残額を、基準日時点での保証金返還請求権として認めた金額から賃貸借契約に定める更生会社に対する債務を控除した額の確定した日から２週間を経過した日もしくは平成27年６月末日のいずれか遅い日までに、一括して弁済する。

第４章　未確定更生債権等の措置

未確定の更生債権者等はない。

第５章　担保権等の措置

第１節　担保権の処理手続

１　存続する担保権

⑴　不動産を目的とする担保権

①　別表５存続担保一覧表記載の根抵当権および抵当権は、更生計画認可決定後も、従前どおり（従前の極度額、被担保債権額、従前の順位で）存続する。

②　別表５存続担保一覧表記載の担保権は、当該担保権の目的物を管財人が売却し、または処分することについて、裁判所の許可がなされたときに消滅する。当該担保物件にかかる担保権者は、当該担保権が消滅したときは、当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があったのち２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。

⑵　リースにかかる担保権

①　別表10リース一覧表記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定後も同表の新しい債権額欄記載の額を限度に存続する。ただし、リース期間満了まで存続する担保権を実行することはできない。

②　リースにかかる担保権は、本更生計画に基づき弁済が完了したときに消滅する。リースにかかる担保権の目的物（以下「リース物件」）の所有権は、弁済が完了するまでは当該担保権者に帰属し、弁済が完了したときは、管財人は、当該担保権者の同意を得て、リース物件の所有権移転の手続を受けることができる。なお、昭和リース株式会社のリース物の所有権については、昭和リース株式会社の有する更生債権の弁済が完了するまでは昭和リース株式会社に帰属し、弁済が完了したときは、管財人は、昭和リース株式会社の同意を得て、リース物件の所有権移転の手続を受けることができる。

③　管財人が前記②に基づき、当該担保権者に対してリース物件の所有権移転を求めるときは、書面で当該担保権者に請求し、書面到達から１か月以内に当該担保権者から所有権が更生会社に移転することについて不同意の意思表示がないときは、当該担保権者はこれに同意したものとみなす。所有権移転に同意した当該担保権者は、リース物件が車両の場合、管財人の書面による請求に基づき、当該リース物件の変更登録手続に必